

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、府中市立府中第五中学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(組織)

第2条 本会は、次のもの（以下「会員」という。）で組織する。

(1) 正会員 府中市立府中第五中学校卒業生

(2) 特別会員 府中市立府中第五中学校教職員及び旧教職員

(目的)

第3条 本会は、本会会員相互の親睦を図り、府中市立府中第五中学校の発展に寄与するものとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること。

(2) 府中市立府中第五中学校の発展に関すること。

(3) その他、本会の目的遂行上必要と認めること。

第2章 機関

(機関)

第5条 本会に、次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会及び幹事役員会

(3) 幹事会

(総会)

第6条 総会は、5年に一回開催し、本会規約の制定及び改正、役員の選出及び幹事役員の承認、予算及び決算の審議・承認を行う。なお、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

(役員会及び幹事役員会)

第7条 役員会及び幹事役員会は毎年一回以上開催し、本会の運営事項を協議する。なお、必要に応じ臨時会を開催することができる。役員会及び幹事役員会は、役員の過半数の出席で成立する。

(幹事会)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、府中市立府中第五中学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(組織)

第2条 本会は、次のもの（以下「会員」という。）で組織する。

(1) 正会員 府中市立府中第五中学校卒業生

(2) 特別会員 府中市立府中第五中学校教職員及び旧教職員

(目的)

第3条 本会は、本会会員相互の親睦を図り、府中市立府中第五中学校の発展に寄与するものとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること。

(2) 府中市立府中第五中学校の発展に関すること。

(3) その他、本会の目的遂行上必要と認めること。

第2章 機関

(機関)

第5条 本会に、次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会及び幹事役員会

(3) 幹事会

(総会)

第6条 総会は、5年に一回開催し、本会規約の制定及び改正、役員の選出及び幹事役員の承認、予算及び決算の審議・承認会計報告を行う。なお、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

(役員会及び幹事役員会)

第7条 役員会及び幹事役員会は毎年一回以上開催し、本会の運営事項を協議する。なお、必要に応じ臨時会を開催することができる。役員会及び幹事役員会は、役員の過半数の出席で成立する。

(幹事会)

第8条 幹事会は、5年に一回開催し、本会の運営事項を協議する。なお、必要に応じ臨時会を開催することができる。

(会の開催)

第9条 会の開催は、会長が招集する。

(決議)

第10条 会の決議は、出席者の過半数の賛成により決する。

第3章 (役員・幹事役員及び幹事)

(役員及び幹事役員)

第11条 本会に、次の役員及び幹事役員を置く。

(役員)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 顧問 1名 (現職校長) | (5) 会計 若干名 |
| (2) 会長 1名 | (6) 会計監査 3名 (内現職教職員1名) |
| (3) 副会長 3名 (内現職教頭1名) | (7) 幹事 各学年から若干名 |
| (4) 書記 若干名 (内現職教職員1名) | |

(幹事役員)

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶務 若干名

(役員の選出)

第12条 会長、副会長、書記、会計、会計監査は総会で選出する。

(幹事の選出)

第13条 幹事は、入会式で、各学年から選出する。

(幹事役員の選出)

第14条 会長、副会長、庶務を選出する。

(任期)

第15条 役員及び幹事役員の任期は5年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員・幹事役員及び幹事の責務)

第16条 役員及び幹事の責務は次による。

- (1) 会長は、会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 書記は、会の記録及び事務を担当する。

第8条 幹事会は、5年に一回開催し、本会の運営事項を協議する。なお、必要に応じ臨時会を開催することができる。

(会の開催)

第9条 会の開催は、会長が招集する。

(決議)

第10条 会の決議は、出席者の過半数の賛成により決する。

第3章 (役員・幹事役員及び幹事)

(役員及び幹事役員)

第11条 本会に、次の役員及び幹事役員を置く。

(役員)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 顧問 1名 (現職校長) | (5) 会計 若干名 |
| (2) 会長 1名 | (6) 会計監査 3名 (内現職教職員1名) |
| (3) 副会長 3名 (内現職教頭1名) | (7) 幹事 各学年から若干名 |
| (4) 書記 若干名 (内現職教職員1名) | |

(8) 相談役 必要であれば置くことができる

(幹事役員)

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶務 若干名

(役員の選出)

第12条 会長、副会長、書記、会計、会計監査は総会で選出する。

(幹事の選出)

第13条 幹事は、入会式で、各学年から選出する。

(幹事役員の選出)

第14条 会長、副会長、庶務を選出する。

(任期)

第15条 役員及び幹事役員の任期は5年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員・幹事役員及び幹事の責務)

第16条 役員及び幹事の責務は次による。

- (1) 会長は、会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 書記は、会の記録及び事務を担当する。

(4) 会計は、会の経理を担当し、総会に報告し承認を得る。

(5) 廉務は、幹事役員会の記録及び事務を担当する。

(6) 会計監査は、5年に一回会計を監査し、総会に報告し承認を得る。

(7) 幹事は、各学年の世話役を担当する。

第4章 会計及び会計監査

(会費)

第17条 会費は、入会時に720円を終身会費として納入する。

(経費の支弁)

第18条 本会の支弁は、次による。

(1) 会費

(2) その他の収入（積立金・賛助金等）

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、総会開催年の4月1日に始まり次回総会年3月31日に終了する。

2. 総会及び周年事業については、別途特別会計より行うものとする。

(予算及び決算)

第20条 本会の予算及び決算は総会の承認を得る。

(会計及び会計監査)

第21条 本会の会計及び会計監査結果は、総会に報告し、承認を得る。特別会計の監査は、別途発生ごとに行うものとする

第5章 付則

(慶弔)

第22条 慶弔に関することは、役員会で決定する。

(細則)

第23条 本規約に必要な細則は、別に役員会で定める。

(会則の改正)

第24条 本規約の改正は、総会の決議を得る。

(施行)

第25条 本規約は、昭和39年4月から施行する。

本規約は、平成14年10月から再施行する。

(4) 会計は、会の経理を担当し、総会に報告~~し承認を得する~~する。

(5) ~~廉務書記~~は、幹事役員会の記録及び事務を担当する。

(6) 会計監査は、5年に一回会計を監査し、総会に報告~~し承認を得する~~する。

(7) 幹事は、各学年の世話役を担当する。

第4章 会計及び会計監査

(会費)

第17条 会費は、入会時に500円を終身会費として納入する。

(経費の支弁)

第18条 本会の支弁は、次による。

(1) 会費

(2) その他の収入（積立金・賛助金等）

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、総会開催年の4月1日に始まり次回総会年3月31日に終了する。

2. 総会及び周年事業については、別途特別会計より行うものとする。

(予算及び決算)

第20条 本会の予算及び決算は総会~~の承認を得に報告する~~する。

(会計及び会計監査)

第21条 本会の会計及び会計監査結果は、総会に報告~~し、承認を得する~~。特別会計の監査は、別途発生ごとに行うものとする

第5章 付則

(慶弔)

第22条 慶弔に関することは、役員会で決定する。

(細則)

第23条 本規約に必要な細則は、別に役員会で定める。

(会則の改正)

第24条 本規約の改正は、総会の決議を得る。

(施行)

第25条 本規約は、昭和39年4月から施行する。

本規約は、令和8年4月から再施行する。

平成14年10月改正

平成17年06月改正

令和08年02月改正